

いわき市農業委員会第24回農地部会議事録

1 開催日時

平成29年6月20日（火）14時50から15時54分

2 開催場所

いわき市文化センター 2階 第3会議室

3 出席者（20人）

(1) いわき市農業委員会農地部会（14人）

部会長 7番 蛭田 元起

部会長職務代理者 9番 高木 眞一

委員

1番	鈴木 克巳	6番	荒川 光弘	13番	草野 庄一
2番	木村 茂	8番	佐藤 好弘	14番	佐川 良平
3番	大竹 公治	10番	青木 泰榮		
4番	長瀬 紘	11番	小野 勝彦		
5番	飯高 敬一	12番	鈴木 ヒデ子		

(2) 事務局（6人）

黒川 政彦 事務局長

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

近藤 一也 農地調整係 主査

宇佐見 剛 農地調整係 事務主任

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

4 欠席者（1人）

15番 草野 久仁昭

5 会議の概要

- 農地部会長
(以下、議長) それでは、只今から第24回農地部会を開催いたします。
本日の通告欠席者は、15番 草野久仁昭委員の1名であります。只今15名中、14名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。
- 次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指名することに、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 ご異議がないようですので、指名いたします。
14番 佐川良平委員、1番 鈴木克巳委員にお願いいたします。
それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前回開催されました農政振興部会の報告を事務局から説明をお願いします。
- 林係長 取下げ、訂正、追案等について説明いたします。
「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」において訂正が1件、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」において訂正が1件ございます。
詳細につきましては議案説明の際、担当者から説明いたします。
- 黒川局長 それでは、事務局より、5月19日(金)に開催されました第21回農政振興部会の結果についてご報告いたします。
5月10日(水)を期限として全農業委員に依頼していました「農地等の利用の最適化の推進に関する意見」に係る調査票について、20名の方から提出いただき、そのとりまとめ結果を報告したうえで、今年度作成する意見の内容について、より具体性を持たせるため、複数のテーマについて議論していただいたところでございます。
前回の農政振興部会の結果報告につきましては、以上でございます。
- 議長 それでは議事に入ります。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は、同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

今回、事務局にも精査させましたが、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出て下さい。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任

議案書の3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条第1項許可を説明いたします。

1番、申請地、平、地目は田、面積は336㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

外2件、3番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、4番、申請地、平、外1筆、地目はすべて畑、合計面積は347㎡でございます。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。

外2件、6番までは贈与による所有権の移転でございます。

今月の3条申請面積は、田2,390㎡、畑872㎡、合計3,262㎡でございます。

番号1番から6番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は、以上です。

議 長

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

まず、平1区、お願いいたします。

2番木村委員

番号1、4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長

続いて、小名浜・常磐地区、お願いいたします。

14番佐川委員

番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

- 議 長 続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。
- 8番佐藤委員 番号6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。
- 6番荒川委員 番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 続いて、事務局から、お願いいたします。
- 宇佐見主任 番号5番の事案につきまして、親族間での贈与であることから、事務局のみで現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。
- (意見無しの声)
- 議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 ご異議なしと認め、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。
次に、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」事務局より説明をお願いします。
- 林係長 (議案書朗読)
詳細につきましては、担当者が説明いたします。
- 近藤主査 議案書の6ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条第1項許可に対する意見決定を説明いたします。

お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聞きくださるようお願いいたします。

1番、申請地、平、地目はすべて田、合計面積は5,236㎡でございます。

権利移動事由は、所有権の移転及び使用貸借権の設定でございます。

転用目的は、農業用施設敷地でございます。

事業実施の確実性につきましては、当法人は、復興基盤整備事業により整備された藤間地区の水田を担うことを目的に設立した農地所有適格法人であります。現在、同地区においては、担い手の高齢化や後継者不足が顕著であることに加え、圃場が大区画化されているために、従来の農機具での作業効率が悪化しております。そこで当法人では、この状況を解消するため、藤間地区における農地の集積を図り、経営規模拡大しながら近代的営農を推進することで、耕作放棄地化を防ぎ、地域の農業を維持したいと考えております。その方法として、今年度は作付面積3,000a、将来的には、水稻作付・作業受託面積併せて5,000aを目標に、農業委員会や農地中間管理機構を通して、農地の集積を進める計画であります。その計画を実現するためには、同地区内において、乾燥機・農業倉庫・育苗スペース等の農業用施設を整備することが不可欠であることから、事業実施は確実であると思われまます。

以上1件、今月の30aを超える5条申請面積は、田5,236㎡でございます。

説明は以上です。

議長 只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。
ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。
平2区、お願いいたします。

10番青木委員 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

- 1番鈴木委員 番号1番について、譲受人である法人代表は税理士の職にも就いているのか。
- 近藤主査 農業兼会社役員で申請がなされており、税理士として業を行っているとは聞いておりません。
- 13番草野委員 番号1番について、用地費はいくらになるのか。
- 近藤主査 売買の部分に関しては、2筆合計で146万円となります。
- 13番草野委員 資金計画について、施設の建築にあたり、県や市からの補助金が入っているのか。
- 近藤主査 すべて自己資金であり、補助金の活用はありません。
ただし、導入する農業用機材に関しては、県の補助事業を活用する予定であります。
- 13番草野委員 従業員は何名になるのか。
- 近藤主査 現在のところ、法人代表含め3名となります。
今後、事業拡大に合わせて随時雇用していく予定であります。
- 議 長 その他、委員の皆様から何か御意見・御質問等ございませんか。

(意見なしの声あり)
- 議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)
- 議 長 ご異議なしと認め、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり可決いたします。
次に、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
近藤主査	<p>議案書の8ページをお開き願います。 議案第3号、農地法第5条第1項許可を説明いたします。 お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聞きくださるようお願いいたします。</p> <p>1番、申請地、平、地目は畑、面積は193㎡でございます。 権利移動事由は、使用貸借権の設定でございます。 転用目的は、公衆用トイレ設置・境内地でございます。 事業実施の確実性につきましては、トイレの設置個所が厨に隣接しておりますが、施設の老朽化により悪臭がただよってしまい、厨の利用環境に悪影響を及ぼしてしまうことから、環境改善のためにトイレを新設するという案件であることから、事業実施は確実であると思われまます。</p> <p>2番、申請地、渡辺町、地目は畑、面積は620.29㎡でございます。 権利移動事由は、使用貸借権の設定でございます。 転用目的は、農家住宅敷地でございます。 事業実施の確実性につきましては、譲受人世帯は実家で親と同居しておりますが、この度、譲受人の兄家族3名が実家に戻ることとなりました。その際、譲受人の居住スペースが実家内に確保できない等の理由から農家住宅を建築し、本格的に農業へ従事及び援農を行っていく予定であることから事業実施は確実であると思われまます。</p> <p>以上2件、今月の30a以下の5条申請面積は、畑813.29㎡でございます。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 まず、平2区、お願いいたします。</p>
10番青木委員	<p>番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>続いて、小名浜・常磐地区、お願いいたします。</p>
14番佐川委員	<p>番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題</p>

はありませんでした。

報告は以上です。

議長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。
次に、「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いします。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

初めに、1点、訂正がございます。

議案書14ページをお開き下さい。

番号15番の案件につきまして、面積が田13,166㎡となっておりますが、正しくは、田12,863㎡、畑、303㎡ですので、訂正をお願いいたします。

これにより、10ページの第7号の対象筆数が、田338筆、畑14筆、地目および面積が田281,099㎡、畑2,855㎡となります。

また、12ページの利用権設定区分の10年以上と備考欄の筆数が田338筆、畑14筆となり、面積が田281,099㎡、畑2,855㎡となりますので、訂正をお願いします。

議案書10ページをお開き願います。

農用地利用集積計画第7号から第8号の内容について説明いたします。

第7号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。

実施地区は四倉。

借り手1名、貸し手78名、対象筆数、田338筆、畑14筆、地目及び面積、田281,099㎡、畑2,855㎡となっております。

第8号は、新たに利用権（賃貸借）を設定する事案でございます。実施地区は三和、四倉。

借り手2名、貸し手4名、対象筆数、田1筆、畑3筆、牧場1筆、原野3筆、採草放牧地9筆、地目及び面積、田3,378㎡、畑2,360㎡、牧場9,052㎡、原野171,847㎡、採草放牧地448,930㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度第7号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年6月30日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は四倉町外16筆、現況地目、田、畑、面積、田14,130㎡、畑140㎡、外77件、詳細につきましては、記載のとおりです。

議案書21ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度第8号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年6月30日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は三和町外3筆、現況地目、原野、採草放牧地、面積、原野29,193㎡、採草放牧地98,057㎡外3件、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第7号から第8号までの計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(意義なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」事務局より説明をお願いします。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

初めに訂正が1点ございます。

議案書26ページをお開き願います

番号15番の案件につきまして、利用権設定農用地の面積が田129,684㎡、畑901㎡となっておりますが、正しくは田129,381㎡、畑1,204㎡となりますので、訂正をお願いいたします。

議案書25ページをお開き願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。

土地の所在は、好間町外1筆、現況地目、田、面積、1,715㎡外22件、詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、今回の農用地利用配分計画(案)は平成29年5月19日(金)に開催しました第23回農地部会で議決した農用地利用集積計画に基づいて作成されたものの外、2件の配分計画の意見聴取依頼がありました。

お配りしております、別紙資料をご覧ください。

1 件目が先ほど可決されました「議案第 4 号 いわき市農用地利用集積計画について」に基づく配分計画であり、平成29年度に賃借料の清算を行うためには、6 月までに配分計画の意見の決定を行う必要があることから、福島県農業振興公社より、農用地利用集積計画と同月での農用地利用配分計画の意見の決定を求められたものです。

なお、農用地利用集積計画作成と農用地利用配分計画作成を並行して進めることについては、国が示した事務短縮の案であり、手続き上、問題はございません。

2 件目が農地中間管理事業による賃貸借契約に関し、賃借人の変更申請があったため、既存の契約を合意解約し、再度農地中間管理事業により農地の貸付を行うためのものです。

合意解約があったのは農用地利用配分計画により、福島県農業振興公社から賃借人に農地が貸し出された契約であり、再度の貸付は福島県による公告をもってなされるものであるため、再度の市公告は必要とせず、手続き上問題はございません。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第 4 項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第 5 号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第 5 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(意義なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」原案のとおり可決いたします。

次に、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任

それでは、議案書の29ページをお開き願います。

農地法第4条届出について、説明いたします。

番号1、土地の所在地は泉、登記地目は畑、面積は458㎡、転用目的は共同住宅、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成29年6月30日、受理年月日は平成29年5月8日でございます。

外5件ございました。

30ページをお開きください。

合計面積は、畑2,247㎡でございます。

以上を事務局長が、専決処分しましたので、報告いたします。

議 長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任

それでは、議案書の32ページをお開き願います。

農地法第5条届出について、説明いたします。

番号1、土地の所在地は勿来町、登記地目は畑、面積は595㎡、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は工業地域、工事着工年月日は平成29年9月1日、受理年月日は平成29年5月8日でございます。

外20件ございました。

36ページをお開きください。

合計面積は田6,012.03㎡、畑2,865㎡、合計8,877.03㎡でございます。

以上を事務局長が、専決処分しましたので、報告いたします。

議 長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご

承知願います。

次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任

議案書の38ページをお開き願います。

農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。

1番、所在地は平、地目は田、面積は1,005㎡でございます。

土地の引渡し時期は平成29年5月24日でございます。

外15件、田が69,371㎡、合計面積は69,371㎡でございます。

以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。

議長

以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第4号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任

議案書の42ページをお開き願います。

農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて説明いたします。

1番、取消願出の土地は、小名浜、地目は畑、面積は375㎡でございます。

こちらについては、平成29年1月20日の第19回農地部会において審議された、農地法第3条の許可(贈与)の取消でございます。

外1件 田が1,091㎡、畑が375㎡、合計面積が1,466㎡でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いがありましたので報告いたします。

議長

以上、事務局説明のとおり、許可処分の取消でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書に

ついて」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任

それでは、議案書の44ページをお開き願います。

引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、ご説明いたします。

5月中には3件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。

面積は田9,288㎡、畑8,548㎡、合計17,836㎡になります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付いたしました。

以上につきまして、事務局長が専決処分いたしましたので、ご報告します。

議 長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、皆様から、その他について何かございませんか。

(意見なしの声)

議 長

それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第24回農地部会は、これをもちまして閉会いたします。

ご協力有難うございました。
